

J R 四国労組 自動車支部ニュース

平成29年9月25日（No.3）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／嶋田 剛好

「ドリーム号乗務における賃金・手当の見直し」について

交渉 継 続 ！

8月28日、第1回目の総合労働協約改訂等の団体交渉後に会社から提案を受けた「ドリーム号乗務における賃金・手当の見直し」については、この間、「運転等の業務を行うことのない便乗時間（仮眠時間）」ではあるが、交代の運転業務に備える時間という概念であり、運転業務や補助等の時間以外の一部の勤務時間を半分に換算すること及び、深夜乗務手当の対象外とする事は容認できない。」など、組合員の声を強く会社に訴えとともに、具体要求を申し入れ鋭意交渉を重ねてきたが、本日の交渉において、会社側より下記の通り回答があった。

【申し入れ】

便乗時間は、車内で待機する乗務前の準備時間でもあり、勤務時間を半分に換算することはやめられたい。

〔会社回答〕

便乗時間の内、今回指定する時間帯については通常実作業を伴わない時間であり、これまでの経過および激変緩和の意味合いからも半分とするところである。この結果、収支上の改善が期待される規模と見ている。現時点では、雇用の場を確保するとした収支改善による路線維持の施策であり、こうした施策の先取りによって、将来の収支的危機に備えることが必要であるとの考え方に立った見直しと考えている。

当社の事業の特徴である高速バスの運輸収入の成り立ちを勘案し、ドリーム号の撤退による赤字解消策という選択肢は当面保留し、雇用の場の確保に繋がる収支改善を優先したところであるが、貴組合におかれては引き続きこれらの施策のねらいを十分に検討していただき、将来展望に立った対処を期待する処である。

なお、現時点では、こうした施策が機能しない場合は、第2段階として系統の再編成（統合）の手法に着手することになろうと考える。具体的実施案としては、香川県内運行のドリーム高松号を廃止（または休止）し、ドリーム松山号の香川県内バス停経由での運行が想定される。さらに第3段階の状況は、撤退の判断と想定できる。

【申し入れ】

運転補助業務など、実ハンドル時間以外にもそれに準じた業務が発生することが想定されるため、深夜乗務手当の支給対象とされたい。

〔会社回答〕

先の解明要求に対して回答したとおり、深夜乗務手当は便乗時間にも適用されているが、今回指定する便乗時間では実作業のない時間帯であり、通常は接客や運行等の補助の実作業の実績が極めて稀である便乗時間であると考ええる。この種手当の支払い対象は、深夜時間帯における実乗務に対する手当と考えるのが本来の姿であるので理解願う。

組合は、持ち帰り業務対策委員会を開催して議論した結果、今回の提案は、拡大するLCCの就航動向による他交通機関との競争激化など、今後のジェイアール四国バスにおける減収傾向に備えた、我々組合員の雇用を確保（路線維持）するための施策であることは理解できる。

しかしながら、ドリーム号に乗務する乗務員のみの見直しであること及び組織内での議論が不十分であること等から、各分会大会での議論を踏まえ判断すべきであると考え、引き続き交渉を継続することとした。

以 上